

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

1 概要

学校が対応する課題が多様化・複雑化する中で、教師を取り巻く環境は大変厳しい状況となっている。教師が日々生き活きと子どもたちに向き合い、子どもたちへよりよい教育を実現できるよう、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正された。

教師を取り巻く環境整備として、

- ・学校における働き方改革の更なる加速化
- ・学校の指導・運営体制の充実
- ・高度専門職である教師の職務の重要性にふさわしい処遇改善

を総合的に進める必要があり、学校における働き方改革を推進するため、教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、毎年度の計画の実施状況の公表が義務付けられた。

また、総合教育会議で報告し、市長部局と現状や課題を共有し連携を図りながら取組を進めることとされている。

給特法改正の主な内容

項目	内容
①処遇改善 (給与) R8.1.1 施行	・教職調整額を現行の4%から10%まで段階的に引き上げ (令和8年1月から5%、令和13年1月に10%到達) ・学級担任への手当加算や、管理職手当の改善
②働き方改革 (環境) R8.4.1 施行	・教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定と公表、総合教育会議への実施状況の報告を義務化 【目標】令和11年度までに1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減
③組織的な学校運営及び指導の推進 (体制) R8.4.1 施行	・教諭と管理職の間に位置し、若手教員の指導や学校横断的な調整役を担う「主務教諭」を新設（設置は任意）

2 「上田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(案)の概要

(1) 趣旨

学校における働き方改革を推進し、教育職員がゆとりを持って教育活動に専念できる環境を整備することで、持続可能な学校運営体制を確立し、教育の質の向上につなげる

(2) 目標

○時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間
- ・1年間における時間外在校等時間の360時間以下の割合

○教育職員のワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・1年間の年次有給休暇の平均取得日数
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

(3) 計画期間 令和8年度から令和11年度まで

(4) 主な取組内容

○「業務の3分類」(学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務)を踏まえた業務の見直し

・家庭や地域の協働体制の構築、ICTの活用、専門職員や外部人材の活用の継続・充実

○教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

・職場環境の改善や管理職の対応力の向上等の推進

(5) その他

毎年度、教育職員の在校等時間の状況を把握し、市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告

3 今後のスケジュール(予定)

・令和8年3月25日 教育委員会定例会

・令和8年4月 公表